

掛川市規則第 1 号

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 2 8 年 3 月 4 日

掛川市長

(別紙)

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市税条例施行規則（平成17年掛川市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「徴収猶予申請書」を「徴収猶予（徴収猶予の期間延長）申請書」に改め、同条第4号中「徴収猶予許可通知書」を「徴収猶予（徴収猶予の期間延長）許可通知書」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 徴収猶予（徴収猶予の期間延長）不許可通知書 様式第13号の2

第11条中第6号を第12号とし、第7号から第12号までを6号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の6号を加える。

(6) 徴収猶予取消通知書 様式第14号

(7) 換価の猶予（換価の猶予の期間延長）通知書 様式第14号の2

(8) 換価の猶予（換価の猶予の期間延長）申請書 様式第14号の3

(9) 換価の猶予（換価の猶予の期間延長）許可通知書 様式第14号の4

(10) 換価の猶予（換価の猶予の期間延長）不許可通知書 様式第14号の5

(11) 換価の猶予の取消通知書 様式第14号の6

第12条第3号及び第4号中「市民税県民税特別徴収税額の通知書」を「給与所得等に係る市民税県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に改め、同条第6号中「市民税県民税額決定（変更）通知書」を「市民税県民税額決定又は変更通知書」に改め、同条第11号中「市民税県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を「市民税県民税特別徴収税額の納期の特例申請書」に改め、同条第12号中「市民税県民税特別徴収税額の納期の特例申請の承認（不承認）通知書」を「市民税県民税特別徴収税額の納期の特例承認（不承認）通知書」に改める。

第13条第6号中「区分所有に係る家屋の固定資産税額のおん分補正申告書」を「共用土地等固定資産税額おん分割合申出書」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条第4号中「特別土地保有税義務の免除に係る期間の延長不承認通知書」を「特別土地保有税納税義務の免除に係る期間の延長不承認通知書」に改める。

様式第10号中「60日以内」を「3月以内」に改め、「行政不服審査法第4条の規定により」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6か月以内」を「6月以内」に、「3か月」を「3月」に改める。

様式第11号から様式第13号までを次のように改める。

徴収猶予（徴収猶予の期間延長）申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住（居）所又は所在地
氏名又は名称
個人番号又は法人番号

印

地方税法第15条の2第 項の規定により、次のとおり徴収猶予（徴収猶予の期間延長）の申請をします。

納付義務者	住所又は所在地										
	氏名又は名称										
滞納金額	科目	賦年	相年	通知番号	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	法定納期限等
	合 計（法律による金額）								円		
猶予期間 猶予期間延長期間					年 月 日から 年 月 日まで						
申 請 事 由											
納 付 計 画					年月日	納付金額		年月日	納付金額		
担 保											
(備 考)											

市民税（法人税割）の徴収猶予申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者	所在地			
	名称			
	代表者			
	法人番号			

地方税法第15条の4の規定により、次のとおり法人税割について徴収猶予の申請をします。

事業年度 年 月 日から 申告分
年 月 日まで

区分	申告による法人税割	納期限内の納付分		差引徴収猶予分	
	納期限 年 月 日	納付の日 年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	
税額	ア	イ		ウ（ア－イ）	
徴収猶予税額の納付方法					
回数	徴収猶予申請期限	分納税額	延滞金		合計
			日数	金額	
第1回	年 月 日		日		
第2回	年 月 日		日		
第3回	年 月 日		日		

徴収猶予（徴収猶予の期間延長）許可通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった徴収猶予（徴収猶予の期間延長）については、次のとおり許可したので、地方税法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納付義務者	住所又は所在地										
	氏名又は名称										
滞納金額	科目	賦年	相年	通知番号	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	法定納期限等
	合 計 (法律による金額)							円			
猶予期間 猶予期間延長期間					年 月 日から 年 月 日まで						
納付計画					年月日	納付金額		年月日	納付金額		
該 当 条 項											
担 保											
申 請 日											

(注) この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号の次に次の1様式を加える。

様式第13号の2（第11条関係）

徴収猶予（徴収猶予の期間延長）不許可通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった徴収猶予（徴収猶予の期間延長）については、次のとおり許可できませんので、地方税法第15条の2の2第2項の規定により通知します。

納付義務者	住所又は所在地										
	氏名又は名称										
滞納金額	科目	賦年	相年	通知番号	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	法定納期限等
合 計 (法律による金額)								円			
不許可事由											
申請日											

(注) この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号を次のように改める。

徴収猶予取消通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号で決定した徴収猶予について、次の理由で取り消したので、地方税法第15条の3第3項の規定により通知します。

なお、滞納金額については、直ちに全額を納付（納入）してください。

納付義務者	住所又は所在地										
	氏名又は名称										
滞納金額	科目	賦年	相年	通知番号	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	法定納期限等
合 計 (法律による金額)								円			
徴収猶予決定日							年 月 日				
取消事由											
(備 考)											

(注) この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号の次に次の5様式を加える。

換価の猶予（換価の猶予の期間延長）通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

次のとおり換価の猶予（換価の猶予の期間延長）をしますので、地方税法第15条の5の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納付義務者	住所又は所在地										
	氏名又は名称										
滞納金額	科目	賦年	相年	通知番号	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	法定納期限等
合 計 (法律による金額)								円			
猶予期間 猶予期間延長期間					年 月 日から 年 月 日まで						
該 当 条 項											
担 保											
納 付 計 画					年月日	納付金額		年月日	納付金額		

(注) この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

換価の猶予（換価の猶予の期間延長）申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住（居）所又は所在地
氏名又は名称
個人番号又は法人番号

印

地方税法第15条の6の2第1項（2項）の規定により、次のとおり換価の猶予（換価の猶予の期間延長）の申請をします。

納付義務者	住所又は所在地										
	氏名又は名称										
滞納金額	科目	賦年	相年	通知番号	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	法定納期限等
合 計（法律による金額）								円			
猶予期間 猶予期間延長期間					年 月 日から 年 月 日まで						
申 請 事 由											
納 付 計 画					年月日	納付金額		年月日	納付金額		
担 保											
(備 考)											

換価の猶予（換価の猶予の期間延長）許可通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった換価の猶予（換価の猶予の期間延長）については、次のとおり許可したので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納付義務者	住所又は所在地										
	氏名又は名称										
滞納金額	科目	賦年	相年	通知番号	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	法定納期限等
合 計 (法律による金額)								円			
猶予期間 猶予期間延長期間					年 月 日から 年 月 日まで						
納付計画					年月日	納付金額		年月日	納付金額		
該当条項											
担保											
申請日											

(注) この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

換価の猶予（換価の猶予の期間延長）不許可通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請の換価の猶予（換価の猶予の期間延長）については、次のとおり許可できませんので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第2項の規定により通知します。

納付義務者	住所又は所在地										
	氏名又は名称										
滞納金額	科目	賦年	相年	通知番号	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	法定納期限等
合 計 (法律による金額)							円				
不許可事由											
申請日											

(注) この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

換価の猶予取消通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号で決定した換価の猶予について、次の理由により取り消したので、地方税法第15条の5の3第2項（同法第15条の6の3第2項）において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。

なお、滞納金額は、直ちに全額を納付（納入）してください。

納付義務者	住所又は所在地										
	氏名又は名称										
滞納金額	科目	賦年	相年	通知番号	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	法定納期限等
	合 計（法律による金額）								円		
換価の猶予決定日								年 月 日			
取消事由											
(備 考)											

(注) この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号及び様式第16号中「60日以内」を「3月以内」に改め、「行政不服審査法第4条の規定により」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の取消し」を「取消し」に、「決定」を「裁決」に、「6か月以内」を「6月以内」に、「3か月」を「3月」に改める。

様式第18号を次のように改める。

納税管理人申告書（ 税 ）

年 月 日

（あて先）掛川市長

申告者	住 所			
	(ふりがな) 氏 名	Ⓜ		
	個人番号 又は 法人番号			
	電話番号			

次の者を 税の納税管理人として定めましたから申告します。

納 税 管 理 人	住（居）所	〒 -		
	ふりがな 氏 名 生年月日	----- 年 月 日	電話	
	届 出 理 由			

承 認 書

年 月 日

（あて先）掛川市長

納税者（特別徴収義務者）の納税管理人を承知しました。

納税管理人 住 所
氏 名 Ⓜ

（注）

- 1 申告者欄は、納税義務者が自ら記名押印してください。なお、法人にあっては、「住所」欄に主たる事務所の所在地を、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、番号法に基づき通知された個人番号又は法人番号を記載してください。共有の場合は、代表者の個人番号又は法人番号を記載してください。

様式第20号中「60日以内」を「3月以内」に改め、「行政不服審査法第4条の規定により」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6か月以内」を「6月以内」に、「3か月」を「3月」に改める。

様式第23号（1枚目）及び（2枚目）を次のように改める。

（1枚目）

年度
市民税・県民税 納税通知書

様

市民税・県民税額を下記のとおり決定しましたので通知します。
各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

納税義務者	
世帯番号	
通知番号	
年金の種類	
支払者名称	

期 別	普通徴収 期割納付額 (円)	納 期 限
第1期分		
第2期分		
第3期分		
第4期分		

徴収月	公的年金特別徴収 月割徴収額 (円)
4月	
6月	
8月	
10月	
12月	
2月	
徴収月	仮徴収額 (円)
翌4月	
翌6月	
翌8月	

下記に記載のある方は口座振替納税です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			
納付区分			

※右記の仮徴収額は、年度に公的年金からの特別徴収の対象者であり、年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合、年度分の市県民税額として、公的年金の支払者が特別徴収の方法によって徴収するものです。

※公的年金特別徴収対象者のみ

(2枚目)

通知番号				税 額 (市民税) (県民税)		【市民税】								
所得金額		所得控除額		総所得		税額控除	税額控除額							
総合課税所得の内訳	給与収入金額	雑損控除		山林所得										
	給与所得	医療費控除		分離短期譲渡所得										
	営業等所得	小規模企業共済		分離長期譲渡所得										
	農業所得	社会保険料控除		株式等譲渡所得										
	不動産所得	生命保険料控除		上場株式等の配当所得										
	利子所得	地震保険料控除		先物取引所得										
	配当所得			特例肉用牛所得										
	公的年金等収入金額	障害・寡フ・勤労		税額控除額										
	所得金額	配偶者控除		所得割減免額										
	その他	配偶者特別控除		所得割額										
	雑所得	扶養控除		均等割軽減額										
	短期・長期・一時所得	基礎控除		均等割減免額										
	所得控除計		均等割額											
損失の繰越控除額	課税標準額		合計											
総所得金額	総所得		控対配	扶養	障害	年税額								
山林所得	山林所得		有	無	老	特	同	老	16	そ	同	特	そ	給与特別徴収税額
分離短期譲渡所得	分離短期譲渡所得													年金特別徴収税額
分離長期譲渡所得	分離長期譲渡所得													普通徴収税額
株式等譲渡所得	株式等譲渡所得		本人該当事項					控除不足額						
上場株式等の配当所得	上場株式等の配当所得		未	障害	寡婦	寡	勤	普通徴収納付額						
先物取引所得	先物取引所得		成	特	他	一	特							
特例肉用牛所得	特例肉用牛所得		年				夫	還付充当可能額						
							学							
							生							

(注) 1枚目及び2枚目の裏面には、市民税・県民税課税の根拠等(納税義務者、課税標準、徴収区分の変更、納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示、税率等)を記載する。

様式第25号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てに係る決定」を「審査請求に係る裁決」に、「6か月以内」を「6月以内」に、「3か月」を「3月」に、「決定を」を「裁決を」に改める。

様式第26号を次のように改める。

（表面）

静岡県 掛川市	個人市民税 個人県民税 領収証書 ㊤
市区町村コード	

静岡県 掛川市	個人市民税 個人県民税 納入書 ㊤
市区町村コード	

静岡県 掛川市	個人市民税 個人県民税 納入済通知書 ㊤
市区町村コード	

口座番号		加入者名										
		掛川市										
年 月 分		指定番号										
納入金額	給与分 <small>（一括徴収分を含む）</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
	退職所得分											
	延滞金											
	合計額											
納 期 限		年 月 日										
(特別徴収義務者)												
住所(所在地) 〒												
氏名(名称)		様										

上記のとおり領収しました。

領収日付印	
-------	--

（納入者保管用）

口座番号		加入者名										
		掛川市										
年 月 分		指定番号										
納入金額	給与分 <small>（一括徴収分を含む）</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
	退職所得分											
	延滞金											
	合計額											
納 期 限		年 月 日										
(特別徴収義務者)												
住所(所在地) 〒												
氏名(名称)		上記のとおり納入します。										

日 計	円	領収日付印	
	円		

（金融機関保管）

口座番号		加入者名										
		掛川市										
年 月 分		指定番号										
納入金額	給与分 <small>（一括徴収分を含む）</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
	退職所得分											
	延滞金											
	合計額											
納 期 限		年 月 日										
(特別徴収義務者)												
住所(所在地) 〒												
氏名(名称)		納										

取りまとめ店		領収日付印	

上記のとおり通知します。
(取りまとめ店)
〔受付店 → 掛川市指定
金融機関 → 掛川市〕

（掛川市保管）

(裏面)

個人市民税 個人県民税 納入申告書											
(あて先) 掛川市長								(受付印)			
年 月 日提出											
年 月分				人員		人					
退職手当等 支払金額		+	億	千	百	+	万	千	百	+	一
特別 徴収 税額	市民税										
	県民税										
特別 徴収 義務 者	住所 (所在地) 〒										
	氏名 (名称) 印										
	法人番号又は個人番号										
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											

指定 (代理) 取扱い金融機関

次の金融機関の本店・本所及び各支店・支所

金融機関名

退職所得に係る納入申告書の記入について

退職された納税者で分離課税に係る所得割額を納入される方があるときは、納入申告書に該当事項を記入願います。特に、退職手当等支払金額・市民税額・県民税額は、誤りのないよう正確に記入してください。

なお、複数人の場合は、その明細を別途提出してください。

ゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合の取扱場所

- (1) 静岡県、愛知県、三重県及び岐阜県内のゆうちょ銀行各店又は郵便局
- (2) (1) 以外で掛川市が指定したける納入は、納期限内に限る。

様式第27号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の取り消し」を「処分の取り消し」に、「異議申立てにかかる決定」を「審査請求に係る裁決」に、「6か月以内」を「6月以内」に、「処分の取り消し」を「処分の取り消し」に、「決定」を「裁決」に、「3か月」を「3月」に改める。

様式第29号を次のように改める。

法人の市民税減免申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者

所在地			
名称			
代表者			
法人番号			

掛川市税条例第47条第1項の規定により下記に係る市民税の減免を受けたく別紙証拠書類を添えて申請します。

法人税額の課税標準の算定期間 又は均等割額の算定期間	申告区分	納期限	税額
減免を受けようとする理由			

様式第30号及び様式第31号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6か月以内」を「6月以内」に、「3か月」を「3月」に改める。

様式第32号を次のように改める。

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例申請書

（あて先）掛川市長

年 月 日

特別徴収義務者（給与支払者）

住所又は所在地				
氏名又は名称				
代表者職氏名				
法人番号	----	----	----	----
特別徴収義務者指定番号				
連絡先担当者	氏名			電話

掛川市税条例第41条の規定により特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

納期の特例の適用を受けようとする税額	年 月以降に徴収する市民税・県民税特別徴収税額				
最近6ヶ月間における月別の支払いを受ける者の人員及び当該給与の金額の明細 〔申請先市以外から勤務している者を含みます。〕		常時給与の支払いを受ける者		臨時雇用者	
		人員	給与の支払総額	人員	給与の支払総額
	年月分	人	円	人	円
	年月分				
現在、市税の滞納がある場合の滞納税額等の内訳	税 目	年度	期別	滞 納 税 額	
				円	
滞 納 の 理 由					
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有（ 年 月 日承認取消） ・ 無				
備考					

様式第33号及び様式第34号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6か月以内」を「6月以内」に、「3か月」を「3月」に改める。

様式第36号から様式第41号までを次のように改める。

固定資産税の非課税規定適用申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者	住 所						
	(ふりがな) 氏 名	Ⓜ					
	個人番号 又は 法人番号						
	電話番号						

地方税法第348条第2項の規定により、固定資産の非課税の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

1 土地、家屋						
土地、家屋の別	所 在 、 地 番	家屋番号	地目又は 家屋の種類	家屋の構造	地積又は 床面積	用 途
2 償却資産						
所 在 地		種 類		数 量	用 途	
3 設立、登録、登記開始年月日		4 土地の区域変更年月日		5 直接その用に供し始めた時期		
6 添付書類				7 その他必要な事項		

(注)

- 1 法人にあつては、「住所」欄に主たる事務所の所在地を、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、番号法に基づき通知された個人番号又は法人番号を記載してください。共有の場合は、代表者の個人番号又は法人番号を記載してください。

固定資産税非課税事由消滅申告書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者	住 所						
	(ふりがな) 氏 名	㊞					
	法人番号						
	電話番号						

下記の固定資産について地方税法第348条第2項第 号の規定により固定資産税の非課税の規定の適用を受けていましたが、直接その用に供しない（有料で使用させる）こととなりましたので、掛川市税条例第66条の規定により申告します。

1 土地又は家屋

土 地、 家屋の別	所在、 地 番	家屋番号	地 目 又 は 家屋の種類	家屋の構造	地積又は 床 面 積	用 途

2 償却資産

所 在 地	種 類	数 量	用 途

3 直接その用途に供しなくなった年月日
 （有料で使用させることとなった年月日） 年 月 日

4 その他必要な事項

（注）

- 1 法人にあつては、「住所」欄に主たる事務所の所在地を、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 「法人番号」欄には、番号法に基づき通知された法人番号を記載してください。共有の場合は、代表者の法人番号を記載してください。

様式第38号（第13条関係）

掛川市

年度 土地家屋名寄帳

頁

納税義務者	宛名番号		個人法人区分	住所		所有者	宛名番号		住所		納税管理人 代納者等	宛名番号		住所						
	個人番号又は法人番号		氏名				個人番号又は法人番号		氏名					氏名						
土地	物件異動日	物件異動事由		土地の所在地				登記地目	登記地積 (㎡)		価格 (円)		固定資産税課税標準額		小規模 住宅戸数	小規模住宅地積(㎡)		前年度固定税標準額		摘要
	所有権異動日	所有権異動事由		市街化区分	画地番号	物件番号	負担水準(小規模/一般/非住宅法人・個人/農地)	農振	現況地目	課税地積 (㎡)			都市計画税課税標準額			一般住宅地積 (㎡)		前年度都市計画税標準額		
合	一般田	筆	介在田	筆	市街化田	筆	一般畑	筆	介在畑	筆	市街化畑	筆	宅地	筆	塩田	筆	鉱泉地	筆	池沼	筆
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計	一般山林	筆	宅地介在山林	筆	農地介在山林	筆	牧場	筆	原野	筆	ゴルフ場	筆	遊園地	筆	鉄軌道用地	筆	雑種地	筆	非課税地	筆
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
家屋	物件異動日	物件異動事由		家屋の所在地				家屋番号	床面積(上段:登記、下段:現況)		建築年次	再建築費		価格 (円)		固定資産税課税標準額		摘要		
	所有権異動日	所有権異動事由		用途・構造		物件番号	一階 (㎡)		一階以外 (㎡)	評点		点数	都市計画税課税標準額							
合計	木造	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※所有者合計欄の表示内容

土地(地目別):筆数、課税地積、評価額、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額

家屋(木造・非木造別):棟数、現況床面積、評価額、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額

プリント番号

土地課税台帳兼土地補充課税台帳

所有者	宛名番号 個人(法人)番号	氏名・名称						異動	
								事由	年月日
納税義務者	宛名番号 個人(法人)番号	氏名・名称						異動	
								事由	年月日
所在地		大字	小字	本番	枝番	小枝番	孫番	異動	
								事由	年月日
地目	登記	地積	登記 (㎡)	課税 (㎡)	小規模 (㎡)	一般 (㎡)	非住宅他 (㎡)	非課税 (㎡)	
	名称								
	現況	特例	課税標準額の特例		税額の軽減		税額の減免		
	名称		開始年	対象地積(㎡)	開始年	対象地積(㎡)	開始年	対象地積(㎡)	
評価	標準地(路線)番号	標準地(路線)単価	造成費単価 (円)	比準割合	評価補正率	評価額単価	宅地化調整補正率	時点修正率	
	価格 (円)	宅地比準	農舎評価区分	画地番号	市街化区分	都市計画税	課税標準額 (円)	課/非	
						固定資産税			
価	生産緑地指定	市街化農地	使用収益日	国土調査		砂防指定地			物件番号
		開始年	課税標準額(円)	調査日	地積 (㎡)	整理番号	開始年	採用地積 (㎡)	地積割合

家屋課税台帳兼家屋補充課税台帳

所有者	宛名番号 個人(法人)番号		氏名・名称					異動					
								事由	年月日				
納税義務者	宛名番号 個人(法人)番号		氏名・名称					異動					
								事由	年月日				
所在地			大字	小字	本番	枝番	小枝番	孫番	異動				
									事由 年月日				
床面積	現況一階 (㎡)	現況一階以外(㎡)	登記一階 (㎡)	登記一階以外(㎡)	居住個数		居住床面積 (㎡)	建築年次	家屋番号				
特例	課税標準額の特例		税額の軽減			税額の減免			図面番号	調査番号			
	開始年	床面積 (㎡)	開始年	床面積 (㎡)	開始年	床面積 (㎡)							
評価	用途		構造		鉄骨		工法		屋根	増築有無	地上階数	地下階数	木／非
	一点単価 (円)	理論評価額 (円)	価格 (円)	課税標準額 (円)	名称								
備	課／非		再建築費評価点数	経年減点補正率	需要補正率	備考					物件番号		

共用土地等固定資産税額あん分割合申出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申出者	住 所			
	(ふりがな) 氏 名	⑩		
	個人番号 又は 法人番号			
	電話番号			

掛川市税条第72条第1項、第2項又は第3項の規定により、共用土地等に係る固定資産税額のあん分割合について、次のとおり申し出します。

1 共用土地等

所在地	地 目	地 積 (㎡)	用 途

2 区分所有家屋

所在地	家屋番号	種類	構 造	床面積 (㎡)	用 途

3 納税義務者

住所（所在地）	氏名（名称）	割 合	算 定 方 法

（注）

- 1 この申出書は、共用土地等の納税義務者の代表者が記載して提出してください。
- 2 法人にあっては、「住所」欄に主たる事務所の所在地を、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、番号法に基づき通知された個人番号又は法人番号を記載してください。共有の場合は、代表者の個人番号又は法人番号を記載してください。
- 4 この申出が共用土地等の納税義務者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付してください。

様式第43号を次のように改める。

様式第43号（第13条関係）

固定資産税減免申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者	住 所				
	(ふりがな) 氏 名	⑩			
	個人番号 又は 法人番号				
	電話番号				

掛川市税条例第80条第1項の規定により、固定資産税の減免を受けたいので、次のとおり別紙証拠書類を添えて申請します。

1 土地・家屋

区 分	所 在 地	地目・種類・構造	地積又は面積 (㎡)	価 格
土 地				
家 屋				

2 償却資産

所 在 地	種 類	数 量	価 格

3 減免を受けようとする税額

年 度	期 別	税 額	適 用

4 減免事由

--

(注)

- 1 法人にあつては、「住所」欄に主たる事務所の所在地を、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、番号法に基づき通知された個人番号又は法人番号を記載してください。共有の場合は、代表者の個人番号又は法人番号を記載してください。

様式第44号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6か月以内」を「6月以内」に、「3か月」を「3月」に改める。

様式第51号中

「

申請者（納税義務者）	住所	
	氏名 ㊟	電話番号

」

を

「

申請者（納税義務者）	住所	
	氏名 ㊟	電話番号
	個人番号又は法人番号	

」

に改める。

様式第52号を次のように改める。

		申請者 (納税義務者)		住所		
				氏名 ㊞		
				電話番号	個人番号	
車両番号（又は標識番号）				取得年月日		
種別・用途		車名及び型式		車台番号		
定置場（使用の本拠の位置）						
所有者又は使用者住所				氏名		
変更 無し	新規 ・ 変更	運転者住所			氏名	
		運転免許証番号		種類	交付年月日 年 月 日	
		免許の条件			有効期間	
変更 無し	新規 ・ 変更	障害者住所			氏名	
		手帳の番号	号	交付年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日	
		障害名・傷病名			障害の程度・傷病の程度 級	
減免を受けようとする理由						
使用状況に関する事項						
氏名	障害者との続柄	障害者との生計の関係 (不要な方を消す事)		使用 時間	1日約 時間 分	
障害者	本人	/			1月平均約 時間 分	
申請者					生計を一にしている 生計を異にしている	上のうち障害者のために使用する時間
運転者		生計を一にしている 生計を異にしている	1日約 時間 分 1月平均約 時間 分			
上記のとおりもっぱら障害者のために自動車を使用します。 申請者 氏名						
現在受けている減免の状況（不要な方を消す事） 上記以外の自動車について自動車税・軽自動車税の減免を 受けている / 受けていない						

※記載事項			身体障害者手帳等確認 年 月 日	運転免許証確認 年 月 日	整理番号
-------	--	--	---------------------	------------------	------

※障害者以外の方が所有又は運転する場合は、その人が障害者と生計を一にしている場合に限りません。
※必要事項を記入の上、自動車検査証・運転免許証・身体障害者手帳等を添えて申請してください。

様式第53号中「60日以内」を「3月以内」に改め、「行政不服審査法第4条の規定により」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6か月以内」を「6月以内」に、「3か月」を「3月」に改める。

様式第55号から様式第58号までを次のように改める。

様式第55号から様式第58号まで 削除

様式第59号、様式第60号、様式第62号、様式第64号及び様式第66号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6か月以内」を「6月以内」に、「3か月」を「3月」に改める。

様式第67号を次のように改める。

特別土地保有税減免申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者	住 所				
	(ふりがな) 氏 名	印			
	法人番号				
	電話番号				

次のとおり、特別土地保有税を減免して下さるよう申請します。

所属年度	税 区 分		納 期 限		
			取 得 分		保 有 分
取得分・保有分					
土地の所在・地番	地目	面 積	取得年月日	取得価額	固定資産税・不動産取得税 課税標準額
		m ²		円	円
算出税額	円	減免税額	円	差引納税額	円
減免を受けようとする理由					

(注)

- 1 減免を受けようとする理由を証する書類を添付してください。
- 2 天災その他特別の理由により減免を受けようとする者は、その被害状況等についての書類を添付してください。
- 3 法人にあっては、「住所」欄に主たる事務所の所在地を、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 4 「法人番号」欄には、番号法に基づき通知された法人番号を記載してください。共有の場合は、代表者の法人番号を記載してください。

様式第68号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6か月以内」を「6月以内」に、「3か月」を「3月」に改める。

様式第69号中「
特別徴収義務者 ㊦」を
「特別徴収義務者 ㊦
個人番号又は法人番号（ ）」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。